

7(公社)全宅連発政策第27号
令和8年3月5日

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公印省略)

各種周知方協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。
今般、国土交通省等より、下記のとおり周知のご案内がございましたので関連資料を送付いたします。
貴協会におかれましては、傘下会員方々に対し、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 【警察庁】犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として介護保険の被保険者証が用いられた場合の被保険者番号等の取扱いに関する留意事項等について（資料 No. 1）

令和8年1月16日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 事務連絡

「犯罪収益移転防止法施行規則」第7条第1号ハの規定により、介護保険の被保険者証は、犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定時効の確認の際に本人確認書類として用いることが認められています。他方、改正介護保険法の規定により、保険者番号及び被保険者番号について、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、本年4月1日から施行されることになっております。警察庁より、本人特定事項の確認の際の留意事項について、周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

2. 【財務省】「外為法に基づく「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」に係るリーフレット及びFAQの公表について」（資料 No. 2）

令和8年2月20日 財務省国際局長 財国第346号

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）では、非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利を取得した場合には、当該非居住者に対し、一定の場合を除き、事後的に当該取得に係る財務大臣への報告書の提出を義務付けています。当該報告書については、当該非居住者自身のほか、居住者である代理人による報告も可能となっております。

今般、既存リーフレットの更新のほか英語版リーフレット、よくあるご質問(FAQ)、令和8年4月以降の不動産等取得を報告する際に使用する様式第22及び記入の手引等を作成・公表するとともに、ホームページを更新しました。本件について、財務省より周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

【作成・公表されたリーフレット等の資料は、下記財務省HPよりご確認ください。】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/real_property/index.html

3. 【国土交通省】「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正について（資料No.3）

令和8年3月2日 国土交通省不動産・建設経済局長 国不動第512号

今般、令和7年5月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されており、当該改正を踏まえ、「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正が行われました。本件について、国土交通省より別添のとおり周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

以 上